



佐藤 樹一郎

大分県大分市長

取材いただきましてありがとうございます。

本日午後2時から、2時間10分ほどでありましたが、大変活発な議論、特にその中でクローズでしたが、分科会において、非常にそれぞれの首長が熱心にそれぞれの地域の魅力や課題について、お話をいただきました。

私は第3分科会でしたが、非常に中身の濃い意見交換が、対面でできてよかったと思っております。

全体といたしましては、引き続き、海を挟んで交流を続けていくということで、大分市が愛媛に一番近く、地理的な近さの交流で伊方町との交流を深めていく、また、文化や歴史などでも、各市町でも近い部分で交流を深めていこうと、それぞれ意見交換がされました。

最後に、インフラの整備等を含め、お互いに応援をし合いながら、それをつないでいく努力をしていくことが大変大事だと思いました。

また、八幡浜市長からお話があるかもしれませんが、空の駅などの新たな取組をうまく取り入れていき、この愛媛と大分の圏域をつないでいこうと、そういうお話がありました。

大変有意義な意見交換ができたと思っております。

私からは以上でございます。

記者（大分合同新聞社）

佐藤市長に質問です。今回、コロナの感染者が少し増えている状況下で、こうやって、対面での開催となったわけですが、そのあたりの意義について、一言いただいても良いでしょうか。



佐藤 樹一郎

大分県大分市長

今年2月にまん延防止等重点措置が適用されましたので、このサミットも対面で行うところをオンラインで開催しようかという議論もしたのですが、やはりそれぞれの首長が抱えている課題や思いというものを、お互いに会って、対面で意見交換することが、やはり、意義が大きいだろうということで、本日に延期させていただきました。

実はこの後、懇親会をしながら、様々な意見交換を行い、親睦を深めようと思っていたのですが、今の感染状況では、控えたほうが良いと判断しました。

少し残念なところもあるのですが、ただ、約2時間の会議の中で、様々な意見交換ができたということについて、やはり、対面で顔を合わせながら意見交換ができて、大変ありがたかったと思っています。

記者（大分合同新聞社）

ありがとうございます。

各分科会について、どういったことが課題になりそうなのか、各座長様から一言ずついただけないでしょうか。



川野 幸男

大分県津久見市長

第1分科会では、やはり、コロナ禍が2年半ということで、地域は本当に疲弊してきており、これをどういう形で動かしていったら良いのか、また公平公正な取り扱いをどのようにしたら良いのか、といった話がありました。

地域活動では、各地区の集まりやお祭りが中止となり、この地域コミュニティの維持について、各首長が大変苦勞されておりました。感染者が増加する中で、地域活動をどうやって動かしていくのが良いのか、地域のお祭りをどうやって動かしていくのが良いのか、様々な意見交換を行いました。

併せてもう1つ、やはりコロナ禍が2年半も経っていますので、これまでの日本のコロナ対応のあり方について国の方で、特措法とその関係法との関係、ワクチンの取り扱い、国・県・市町村の権限や役割、個人情報の取り扱いなども含め、様々なものについて、今回の新型コロナで感染症への対応が終わりというわけではありませんので、ここはしっかりと、検証していくことが大事ではないかといった意見が出てきました。

お互いに意見交換もしながら、相互に協力し、

市民、町民のため、そして、地域活性化のために、連携していきましょうという議論を行ったところです。



長野 恭紘

大分県別府市長

第2分科会は交流人口の拡大に向けた観光施策についてです。まず、それぞれの地域のコンテンツの磨き上げができていないと、連携しても意味がない、そこが課題であると個人的には思っておりましたが、実際には、それぞれの市町が独自の取組で文化や芸術など、様々なコンテンツを磨き上げ、非常に魅力的な地域づくりをされていました。

しかし、それぞれの市町の中でそのコンテンツがストップしているということがやはり共通の課題とされました。

そこを具体的に、愛媛県側、大分県側、それぞれの圏域でまず行うことが重要ですし、また、それを観光交流人口ネットワークのような形で、両圏域が持っているコンテンツを連携させ、どのような見せ方をして圏域全体の誘客強化を図るのか、各首長がすごく頭を悩まされていたと感じました。

その連携する媒体について、主に旅行会社等民間企業の皆様方に積極的に参画をしていただけるような見せ方や、それぞれの地域でDMOと言われる観光目的会社のようなものを設立し、それを活用する、或いはこれからDMOを立ち上げていくという話など、各地域の実情について情報交換も行いました。

その結果、地域のことは、地域の皆様方が一番よくわかっていますので、自分の市町を主体として、その磨き上げた観光コンテンツを具体的にどこどどのように結び付けるのかが今後の課題とされました。

また、DXという社会情勢の波の中で、まず、マーケティングをしっかりと行う必要があります。その上で、どこの圏域から、どういう層の人たちを、どれぐらいの価格帯で呼んでくるのかといったターゲティングについて、連携を図っていく中で、お互いに見える化していき、その成果を、地域の皆様にも見える化をしていくことで、本当の「DX」につながるのではないかと、といった話もありました。

今回の会議においては、議題が幅広く出まして非常に有意義な分科会になったのではないかと思います。



大城 一郎

愛媛県八幡浜市長

第3分科会では、圏域人口100万人のポテンシャルを活かした圏域経済の活性化ということで、今日集まった愛媛の南西部と、大分の中東部の100万人がお互いにどれだけその地域を知っているかということがまず課題だと思います。

今日の分科会では、それぞれの市町の本当に特色を活かした発表があり、お互いのまちの強みを知ることができました。

これは非常に意義があったと思います。

大分ではやはり別府温泉や臼杵石仏という有名なものは知っているが、それ以外はほとんど知

らない。反対に、愛媛では松山の温泉しか知らない。そのような状態ではお互いに行ってみようと思いません。

100万人がお互いにお互いを知って発信することで、100万人の圏域を活かすことができるのではないかとこのように思ったところであります。

それとともに、やはり、交通インフラが必要だろうということで、大分市長からは、豊予海峡ルートをどのようにつないでいくかというような提案もありました。また、空の駅と言いまして、1,000を超える道の駅が全国にできており、そこにヘリポートを併設する構想ですが、ヘリポートがいたるところにできたら、道の駅が空の駅にもなり、ヘリを使って簡単に結ぶことができる、そういった近未来的な発想に基づいて運動をしていかないか、というような提案もありました。

ソフト面におきましては、例えば、大分県でイベントがある時に、大分空港に降り立ち、大分県のイベントに参加をした後、フェリーで愛媛県に渡ってもらい、松山空港から帰ってもらう。

反対に、愛媛県で様々なイベントを行う時に、松山空港に降り立っていただいて、愛媛県のイベントに参加した後、フェリーで大分県に渡って大分空港から帰ってもらう。首都圏から誘客する際に、そのような圏域を周遊する商品を提案できないかといった話もありました。

お互いに、各市町の良いところを尊重し合って、助け合いながら、圏域100万人のポテンシャルを活かしていこうというような話であったと思います。

やはり、オンラインではなく対面で行うことで、様々な意見が出てきます。

今回、大分市長には本当にご苦勞をおかけしましたが、開催していただきまして、心から感謝しております。



## 参 考 資 料

### 愛媛・大分交流市町村連絡会議会則

#### (名称)

第1条 本会は、愛媛・大分交流市町村連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 連絡会議は、愛媛県と大分県の各市町村間における相互交流（以下「相互交流」という。）により、各地域の特性や、圏域における課題の抽出、当該課題を解決するための施策、事業について総合的に協議及び検討を行い、もって活力ある魅力的な圏域を形成するとともに、持続可能な地域経済の確立に寄与することを目的とする。

#### (所掌事項)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項について、協議及び検討を行うものとする。

- (1) 相互交流によって実施する事業の計画及び実施に関すること。
- (2) 各地域の特性や、圏域における課題の抽出及び情報の共有に関すること。
- (3) 圏域における課題解決に向けた施策、事業等の調査及び研究に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項

#### (組織)

第4条 連絡会議は、愛媛県及び大分県の市町村のうち連絡会議への参加を表明した市町村が属する企画部門担当課の課長級職員を会員として組織する。

- 2 前項に規定する参加表明は、連絡会議参加表明書（別紙様式）により行うものとする。
- 3 会長は、会員の互選により選任する。
- 4 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- 5 連絡会議に副会長を置き、会長が会員のうちから指名する者をもって充てる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (連絡会議の会議)

第5条 連絡会議の会議（「以下「会議」という。」）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、会員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、代理の者が出席したときは、当該会員が出席したものとみなす。
- 3 会議の議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (オブザーバー)

第6条 第4条に規定する会員のほか、連絡会議にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が指名する者をもって充てる。

## 参 考 資 料

### (専門部会)

第7条 第3条に掲げる所掌事項について具体的な調査・研究等を行うため、連絡会議に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、第4条に規定する会長及び会員が指名する者を部会員として組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長が部会員のうちから指名するものをもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、第1項の調査・研究等の経過及び結果を連絡会議に報告するものとする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に当該部会に属する部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 8 部会の運営等に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

### (費用弁償等)

第8条 第5条第4項、第6条及び第7条第7項の規定により部会の会議に出席する者は、その職務を行うために要する費用弁償等を受けることができる。

### (庶務)

第9条 連絡会議の庶務は会長が属する市町村の企画部門担当課において処理する。

### (その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この会則は、令和2年5月29日から施行する。

愛媛・大分交流市町村連絡会議 事務局

〒870-8504  
大分県大分市荷揚町2番31号  
大分市企画部企画課広域連携推進室  
TEL 097-585-5242  
FAX 097-534-6182  
Mail kouiki@city.oita.oita.jp



愛媛・大分交流市町村連絡会議